

# 令和5年度 玉名市介護給付適正化の取組方針（案）【抜粋】

## 1 省略

## 2 ケアプランの点検

ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援・重度化防止」に資する適切なプランになっているか基本的事項を介護支援専門員と保険者等が検証確認を行うことによって、個々の利用者の自立支援につながる真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適していないサービス提供の改善を図り介護給付の適正化を目指す。

### (1) ケアプラン提出

玉名市内の指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1名につき、2事例以上を提出

#### 1) 事例

- ① サービス付き高齢者住宅及び住宅型有料老人ホーム入居者等の事例
- ② 生活援助中心型の訪問介護回数が規定以上に該当する事例  
(全員必須、プラン作成の翌月の末日まで提出、未提出の場合は返還を求める)

#### 2) 提出資料：基本情報（アセスメント表）、課題整理総括表

ケアプラン第1～7表及びモニタリング表（第5表にモニタリング結果を記載している場合モニタリング表は不要）

### (2) 省略

## 3 医療情報突合・縦覧点検

縦覧点検（X01, X03, X16）熊本県国保連合会に委託継続  
その他の縦覧点検、医療突合は外部事業所に委託し全月点検

## 4 住宅改修の点検・福祉用具購入の点検

### (1) 趣旨

住宅改修は、一般的に改修費用が高額になる場合が多いこと、一度施工すると原状回復が困難であるため施工前点検が重要である。そのためリハビリテーション専門職による点検の体制構築をし、被保険者の実態にそぐわない不適切、不要または必要な住宅改修を施工前に改善する。

### (2) 対象

住宅改修及び福祉用具購入の全件を対象とする。

### (3) 方法

住宅改修及び福祉用具購入については、事前申請書の審査時にリハビリテーション専門職と書類を点検し、疑義の生じた申請について後日申請者宅を訪問し点検を行う。

点検実施の際は、ケアプランに沿った自立支援や重度化防止、介護者の介護負担の軽減につながる支援となっているか、その費用は適切であるか等について、ケアプランや理由書等を点検し助言、提案を行う。

また、申請者宅を訪問し点検を行う際は、介護支援専門員の立会いのもと、被保険者の動作状態や介護状況を確認し、必要に応じて追加改修、福祉用具の提案、自主訓練などの助言や提案を行う。

## 5 福祉用具貸与の点検

### (1) 趣旨

福祉用具の利用実態を把握し、福祉用具が適切に利用されているか否か点検を行うことで、被保険者の重度化防止や自立支援に資するものであるかについて点検する。

### (2) 対象

福祉用具貸与については、主に要支援者及び要介護1の要介護者（以下、「軽度者」という。）が例外的に貸与する福祉用具や、長期に継続して貸与されている福祉用具について点検の対象とする。

軽度者の例外的な給付を受ける福祉用具については「平成24年厚生労働省告示第95号告示第25号のイ」に対応する基本調査の結果に該当しない福祉用具貸与者について点検を行う。

### (3) 方法

福祉用具の貸与については以下の方法で点検を行う。点検、訪問調査等の実施の際は、被保険者の自立支援や重度化防止、介護者の介護負担の軽減につながるか、福祉用具が正しく使用されているか等について点検を行う。

- ① 軽度者の例外的な給付を受ける福祉用具について、サービス担当者会議後に作成されたケアプランの点検や、ケアマネジャーへヒアリングを行い、必要に応じて訪問調査を行う。
- ② 長期に継続貸与される福祉用具について、随時ケアマネジャーへのヒアリングを行い、必要に応じてケアプランの点検や、訪問調査を行う。